

## 2016年 規定審議会・立法案提出について

国際ロータリー第2660地区 ガバナー **泉 博朗**  
(大阪帝塚山RC)

2016年規定審議会・地区代表議員 **横山守雄**  
(大阪中央RC)

本年7月1日付けで各クラブ会長・幹事宛に、2016年規定審議会への立法案提出についての当地区の取組みについてお知らせしましたが、ご承知のとおり、3年に1度開催されますR I 規定審議会への立法案(制定案・決議案)の提出は各クラブ及び地区から提案できます。ご提出を考えておられるクラブにおかれては、以下の要領で提案書をご提出下さいますようお願い致します。

### 1. 提出期限

平成26年10月31日限り。当地区ガバナー事務所必着。

R I への提出期限は同年12月31日ですが、地区大会での承認が必要ですし、提出以前に必要な手続を考慮して10月末を地区への提出期限としております。

### 2. 提案方法

- ①クラブ理事会が立法案を会員に通知した上で、クラブ例会で採択して下さい。
- ②採択された立法案にクラブが採択したことを証明するクラブ会長と幹事の署名入りの書簡を添えて、当地区ガバナー事務所へ送付して下さい。

### 3. 提案書

提出する立法案には以下の項目を含めて下さい。

- ①提案クラブ名
- ②提案の趣旨および効果に関する300語以内の説明文
- ③提案する組織規定の変更を入れた(下線又は取消線使用)ワード文書(組織規定のワード文書は、ロータリーのウェブサイト([www.rotary.org/myrotary/ja](http://www.rotary.org/myrotary/ja))の「ラーニング&参考資料」のメニューにある「組織規定」からダウンロードできます)

### 4. 地区の承認

地区に送付された立法案は平成26年12月開催の地区大会で地区の承認を得ます。地区承認を受けていない立法案は、規定審議会に提出できません。

### 5. 立法案提出

地区大会で承認を受けた立法案は、平成26年12月31日までにガバナーからR I に提出します。

【詳細は、2013年手続要覧113頁以下をご参照下さい。】